

令和 8 年度

県単河川維持工事（小野川護岸工）

特記仕様書

一級河川 利根川水系 小野川

香取市 牧野 外

千葉県香取土木事務所

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。  
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

### 第 2 条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から 1 7 0 日間とする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

|                                                               |         |
|---------------------------------------------------------------|---------|
| 準備期間                                                          | 4 0 日間  |
| 後片付け期間                                                        | 2 0 日間  |
| 雨休率<br>※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数<br>雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数 | 0 . 7 8 |
| その他の作業不能日                                                     | —       |

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：3 9 日間／年間
- ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：5 日間／年間  
(少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)  
(過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出)

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

- 3.

### 第3条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導員を配置するものとする。

|              | 昼間作業 | 夜間作業 | 摘 要 |
|--------------|------|------|-----|
| 施工期間中のヤード出入口 | 1 人  | —    |     |

3. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

### 第4条 工事支障物件

1. 本工事において支障となる電柱及び電線は、受注者において保護等を行うもの。

### 第5条 建設副産物

1. 共通事項

建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD 票及びE 票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設発生土

建設発生土（62.1m<sup>3</sup>）は、小野川放水路沈砂池横土砂置場 香取市牧野地先（片道運搬距離 1.8 km）に搬出するものとする。

### 3. 建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) 廃プラスチックは、香取産資源（有） 香取市木内 1182 地先、片道運搬距離 7.2 kmに運搬し、処理するものとする。
- 2) コンクリート塊は、香取市与倉地先、片道運搬距離 4.3 kmの片野建設（株）に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

## 第 6 条 段階確認

1. 受注者は、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

| 種 別    | 細 別 | 施 工 段 階         |
|--------|-----|-----------------|
| 築堤・護岸工 | —   | 法線設置完了時         |
|        |     | かごマット設置完了時（覆土前） |

4. 段階確認は該当工種の出来形確認及び技術的確認を行うものであり、給付の対象とはしない。

## 第 2 章 材 料

### 第 7 条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

### 第 8 条 土砂

土のうに用いる土砂は流用土とする。

## 第 3 章 施 工

### 第 9 条 仮設工

1. 本工事の工事用道路は敷鉄板を基本とする。
2. 鋼矢板による仮締切りを想定している。
3. 現場条件により、第 1 項から第 2 項により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

### 第 10 条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合は、監督職員と協議するものとする。
  - (1) 仮設備関係  
用水・電力等の供給設備を実施するものとする。
  - (2) 営繕関係  
現場休憩所の快適化を実施するものとする。

(3) 安全関係

盗難防止対策（警報機等）を実施するものとする。

(4) 地域連携

工事工程表、社会貢献を実施するものとする。

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

なお、実施内容の変更を希望する場合は、協議のうえ、設計変更により実施する内容を変更できるものとする。また、実施を希望しない場合は、協議のうえ、設計変更により現場環境改善費の計上を取り止めることができる。

3. 現場環境改善費に計上した内容に関する工事成績評価の加点は行わないものとする。なお、計上した内容以外の現場環境改善に資する取組については、工事成績 評価の加点対象とする。

## 第 4 章 そ の 他

### 第 11 条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

| 条      | 条 目                              | 適用(不要項目に二重取消線)                                                  |
|--------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 第2-1条  | 電子納品                             | ・ 該当する (副本登録する)<br><del>・ 該当する (副本登録しない)</del>                  |
| 第2-2条  | 工事監督支援業務の担当技術者                   | ・ 該当する<br><del>・ 該当しない</del>                                    |
| 第2-3条  | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) | ・ 該当する<br><del>・ 該当しない</del>                                    |
| 第2-4条  | 難工事の指定                           | <del>・ 該当する</del><br>・ 該当しない                                    |
| 第2-5条  | 「三者会議」の実施                        | <del>・ 該当する</del><br>・ 該当しない                                    |
| 第2-6条  | 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事           | ・ 該当する<br><del>・ 該当しない</del>                                    |
| 第2-7条  | 快適トイレ                            | ・ 該当する<br><del>・ 該当しない</del>                                    |
| 第2-8条  | 週休2日制適用工事                        | ・ 現場閉所による週休2日工事<br><del>・ 週休2日交替制工事</del><br><del>・ 該当しない</del> |
| 第2-9条  | 遠隔臨場                             | <del>・ 発注者指定型</del><br>・ 発注者指定型以外<br><del>・ 該当しない</del>         |
| 第2-10条 | I C T活用工事<br>※右表に対象工種を記載         | ・ 該当する<br>対象工種：小規模土工、作業土工 (床掘)、法面工<br><del>・ 該当しない</del>        |
| 第2-11条 | 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等    | <del>・ 該当する</del><br>・ 該当しない                                    |